

弘済園新規利用者選考基準

15.10.1

弘園特第30号

施設サービス事業部

(総則)

- 1 弘済園新規利用者選考については「三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針」(以下「指針」という)を遵守し、別に定めるものの他この基準により実施することとする。

別に定めるものとは「弘済園新規利用者第二次評価基準」をいう。

(利用申し込み)

- 2 弘済園利用を希望する者は、「指針」に定める次の書類により申し込みを行うこととする。

保険者が三鷹市内の方

- (1) 三鷹市特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書(様式第1号)(以下「申込書」という)
- (2) 三鷹市特別養護老人ホーム入所申込に伴う意見書(様式第2号)(以下「意見書」という)
- (3) 三鷹市特別養護老人ホーム特例申請理由書(様式3号)(以下「理由書」という)

保険者が三鷹市外の方

- (1) 特別養護老人ホーム弘済園入所申込書兼調査書(様式第1号)(以下「申込書」という)
- (2) 特別養護老人ホーム弘済園入所申込みに伴う意見書(様式第2号)(以下「意見書」という)
- (3) 特別養護老人ホーム弘済園特例申請理由書(様式第3号)(以下「理由書」という)

(申し込み書類の受理)

- 3 申込書及び意見書(以下「申し込み書類」という)を受理したときは、申込書に受理年月日を明記した受理印を押捺することとする。

なお、申込書や意見書、または理由書のみでは受理しないこととする。

(申し込み書類記載事項の変更)

- 4 申し込み書類書提出後、状況変化等に伴い記載事項を変更したい旨の申し出が

あった場合は、申し込み書類を再提出するものとする。ただし、再提出の書類は変更部分のみの記載でもよいこととする。

(申し込み書類の締め切り)

- 5 申し込み書類は末日を持って締め切り、各締切日までに受理した書類により利用者選考を行うこととする。

(申込者名簿の作成)

- 6 受理した申し込み書類により「指針」第3項による「申込者名簿」を作成することとする。

- 7 申し込み書類に確認を要する事項のある場合は各記入者に照会し、その内容を当該申し込み書類に記載し確認年月日を明記のうえ押印しておくこととする。

なお、必要により第3項による申し込み書類の再提出を求めることとする。

(第一次評価)

- 8 指針第5項に基づき第一次評価を行い、「上位ランク者」を決定する。

(第二次評価)

- 9 第一次評価の「上位ランク者」については、「弘済園利用者第二次評価基準」により第二次評価を行うこととする。

(選考者名簿への搭載)

- 10 「上位ランク」と評価したものについては、「指針」第5項による「選考者名簿」へ次の順序で搭載することとする。

(1) 第二次評価の「評点」の上位者から順に搭載する。

(2) 既に第11項による「弘済園利用者選考委員会」(以下「選考委員会」という)において審議を行ない利用順位を決定していながら、退居者がいないため利用できなかった者についても前号に併せて搭載する。

(3) 前各号の評点が同点の場合は、第3項の受理年月日が早い者の順に搭載する。

(選考委員会)

- 11 新規利用者は、選考委員会の審議を経て決定するものとする。

- 12 選考委員会の構成は次のとおりとし、委員の過半数の出席により選考を行うこととする。

委員長 園長

委員 施設長、医務室長、副施設長、介護支援専門員、
特養係各係長、看護係長及び別に委嘱した第三者

1 3 選考委員会は、原則として毎月開催することとする。

1 4 選考委員会では「指針」第5項に基づき審議を行い、利用順位を決定するものとする。

なお、この順位による新規利用は選考委員会開催の翌月1日から1ヵ月間とし、この期間に新規利用の順番が来なかった場合はこの回の選考委員会の審議結果に基づく順位は失効するものとする。

1 5 次回開催の選考委員会では、開催月現在に既に「入所の必要性が高い方」として利用の順番待ちをしていながら当月末日までに利用の順番が来ないことが想定される申込者及び新規申込者について審議を行い、新たに利用順位を決定することとする。

(選考結果)

1 6 選考結果については、選考月の翌月1日以降問い合わせをしていただくこととし、申し込み書類受理の際あらかじめ通知しておくものとする。

(新規利用者の確定)

1 7 選考委員会により決定した順位に従い退所者が生じた都度、新規利用者の利用を確定することとする。

なお、これに先立ち利用が近づいている者については、原則として本人面接を行い、利用後不安のない生活が維持できるような方策を講じておくものとする。

1 8 本人面接の際、必要により申し込み書類の記載事項を確認し、事実と反する記載が認められた場合は、その申し込みを無効とするなどの措置を講ずることとする。

(利用者の都合による利用延期)

1 9 利用順番が来た時点で、本人あるいは家族の都合により利用開始を延期したい意向がある場合は1回に限りこれを認めることとする。

なお、再度利用延期の申し出があった場合は、特別の事由がない限り利用者搭載名簿から削除するものとする。

(新規利用手続き)

2 0 新規利用者及び家族に対しては、事前に概要説明を行ない不安のない状態で利用できるよう配慮するなど、その受け入れに万全を期することとする。

また、これに併せて次の書類を提供することとする。

- (1) 「重要事項説明書」
- (2) 「弘済園利用契約書」
- (3) 「弘済園運営規程」
- (4) 「生活のしおり」
- (5) その他、必要な書類

2 1 利用に先立ち、前項の「重要事項説明書」を改めて説明のうえ利用者及び家族の同意を得たうえで、「弘済園利用契約書」により契約を締結することとする。

(適正運用)

2 2 この基準を改訂する必要がある場合、あるいは運用に疑義が生じた場合は、必要により三鷹市とも協議を行うこととする。

| 付 則 | 施行期日 | 平成 1 5 年 1 0 月 1 日 |
|------|--------------------|-----------------------------|
| 一部改正 | 平成 1 6 年 1 月 1 日 | (組織改正のため) |
| 一部改正 | 平成 1 7 年 4 月 1 日 | (選考結果通知廃止のため) |
| 一部改正 | 平成 1 8 年 1 月 1 日 | (選考対象を直近の申込者までとするため) |
| 一部改正 | 平成 2 0 年 4 月 1 日 | (組織改正のため) |
| 一部改正 | 平成 2 4 年 1 1 月 1 日 | (三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針改定のため) |
| 一部改正 | 平成 2 7 年 4 月 1 日 | (介護保険改正の為) |
| 一部改正 | 平成 2 7 年 5 月 2 0 日 | (選考委員会回数変更の為) |